第１１回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】2017年2月15日（水） 14:00～16:00

【会場】大阪赤十字会館3階302・303会議室

【出席委員】

嵐谷　安雄　　　　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　会長

泉本　徳秀　　　　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表幹事

内田　嘉信　　　　　　日本チェーンストア協会関西支部　事務局次長

大竹　浩司　　　　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

小田　昇　　　　　　　関西鉄道協会　専務理事

小尾　隆一　　　　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　事務局長

柴原　浩嗣　　　　　　一般財団法人　大阪府人権協会　業務執行理事　兼　事務局長

高橋　祥治　　　　　　一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　顧問

田中　直人（部会長）　島根大学大学院　総合理工学研究科　特任教授

西田　多美子　　　　　公益社団法人　大阪府建築士会　委員

三星　昭宏　　　　　　関西福祉科学大学　客員教授

山田　伸一　　　　　　大阪興行協会　常務理事・事務局長

吉田　勝彦　　　　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

○建築指導室長挨拶

　みなさんこんにちは。部会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、お忙しい中、またお寒い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。平成25年に立上げました当部会も、今回で11回目を数えることとなりました。これまで、委員の皆様にはそれぞれのご見識から、積極的かつ精力的にご議論を賜り、条例改正や条例ガイドラインの作成など、多くの成果を挙げてきたところでございます。委員の皆様のこれまでのお力添えに、この場をお借りし改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

　さて今回私、室長がここへ、部会に出席しましたのはちょうど前回は2年前の26年の7月、室長に就任したときでございました。当時の脊髄損傷者協会の委員に、条例化も必要だけれども、現場を少しでもよくするためには、府がこれまで取り組んできた事前協議制度をもっと大切にすべきだと教えて頂きました。その話をきっかけに制度をつくるというのが目的ではなくて、現場をより使いやすくする、それが目的であるという心を入れなおした瞬間でありました。今年度はこの昨年夏、7月、8月と勉強会を2回開催させていただき、それを踏まえて9月に第10回検討部会を、11月には福祉のまちづくり審議会をそれぞれ開催させていただきました。昨年度から引き続き検討が必要としていた課題などをご議論していただいたところです。本日は、それらの議題の中からいくつかを取り上げ、現時点におけるご報告と、さらにはご議論をいただき、来年度以降の取り組みにつなげて参りたいと考えております。活発な意見交換をよろしくお願いいたします。

　私は、「福祉のまちづくり」のより一層の推進のためには、3つのことが大事だと今考えております。一つ目は、常に当事者の目線で考えること。現場で困っておられる方の声を聞くことです。2つ目は当事者、事業者、それぞれ関係者を集めたプラットホームを作り、検討を深め改善を進めることです。そして三つ目が、その改善策、対応策が適切であったかをその都度現場で確認すること、その繰り返しスパイラルアップの中で福祉のまちづくりが進んでいくものと考えております。地道な取り組みですけれども関係者の皆様方もその瞬間にお考えのご意見、それから現場で見られた点など、この場、この関係者、この事務局にお伝えいただき、我々がプラットホームを作って関係者を集めて議論を深める思いでおります。ガイドライン作成時に皆様の発意で勉強会をつくっていただきました。それも、ボランティアで寄与が出ないという形の中でも、続けていただきましたけれども、こういう勉強会を続けて今後とも具体的な生の声を聞きながら検討を進めてまいりたいなと思いますのでお願いいたします。これから色々と大阪も来訪者が増える時代になってまいりますが、日本一バリアフリーが進んでいる街、日本一人にやさしい街と言われるよう少しでも地道な取り組みを続けて、前進することを願ってがんばっていきたいと思っております。本日は短い時間かも分かりませんが、忌憚のないご意見をいただき、受け止めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○部会長

　みなさんこんにちは。本日は非常に盛りだくさんな議題が用意されておりますが、会場の都合もありますので進行のご協力よろしくお願いいたします。本日は最後の部会ということで、議題としまして3つ用意させていただいております。一つ目は事前協議対象用途の見直しということであります。コンビニエンスストアのバリアフリー化に関すること。これは昨年から今年度にかけて検討していることですけれども、事業者さんに対するヒアリング調査等、現状でのいろんな問題を整理しておりますので、その話をしていきます。2点目は、東京オリンピック・パラリンピックに関する国等の動向把握ということの議題です。3つめは大阪府福祉のまちづくり条例における今後の検討項目ということで、今回、今年度最後ですので、次年度以降の展望ということで皆様方にですね、活発なご意見いただきたいと思っております。それでは早速ですが、事務局から1番めの議題につきまして、説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○府より福祉のまちづくり条例の施行状況及び事前協議対象用途の見直しについて説明（資料１、資料２）。

○部会長

　ありがとうございます。ただいま説明いただいた内容につきまして、ご意見ご質問ございますでしょうか。

○委員

　失礼します。コンビニのバリアフリー化を条例の基準として改定するかどうかを議論してきまして、事業者からのヒアリングをしていただきまして、そのヒアリングを踏まえて当面は人的対応で進めたらどうかということになっておると思うんですけれども、心配ありますのは、コンビニはやっぱりフランチャイズで経営されておりますので、建設するのはコンビニの事業者が建設をしますけれども、運営はそこを経営する所はまた別が経営するという仕組みになっております。そういった場合に教育のマニュアルとかは伝えれられていますけども、実際やるのはそこを経営する、まあそれが経営する人。現実を見ますとやはり人手不足で、やはり夜2人確保できないですとか、そういう問題がたくさん出ています。これからそういう意味ではコンビニの事業者ですね、大手3社に収斂されていっているということですけども、そこのヒアリングをした場合に、教育をして人の力で対応しますよというのは、実現できるのかですね、今現実にそれがなかなか実現できていないというところでコンビニをどうしようかという議論になっていると思いますので、もう少しこの方向性ですね、検討する必要があるんではないかと思います。まだまだコンビニは増えていくようですね。ある事業者なんかは1年間で1800店舗拡大するんだって言ってですね、特に関西それからまあ四国とかですね、店舗を広げようというかたちでやられていっています。そういった意味で店舗は増えていくと思うんですね。そのときにきっちりした基準とかそういうことを示していかないとですね、これから店舗が増えていくのに人の対応でやっていきますとなると、やはり建設のときにしといたらよかったということがですね、抜け落ちてしまう心配が出てくるんじゃないかなと思ったりします。そういった意味で当面は人的対応で足りるっていう結論を出していいのかですね、もう少し検討がいるのではないかなという風に思います。以上です。

○部会長

　いかがでしょうか。

○事務局

　説明が不十分で申し訳なかったと思います。基本は人的対応ですべて対応を任せてしまうということではなくて、既に努力義務ではありますが一定の手続きを課しております。それを市町村さんと100平米から200平米のものについてはどこまでバリアフリー整備していただけますかという手続きは既にさせていただいております。引き続きグレードを上げるように、できないこともできるだけやってほしいとお願いはするつもりです。様々なサービスも展開していかれるというようなことも聞きましたので、もともと人的な対応も必要なところをさらに両面でやっていっていただきたいという、こういう思いでおるということでございますので。必ずしもバリアフリーが不十分な状態でほっといて、人的対応だけに任せてしまうということでは大阪府としては考えておりませんので、そこをフォローさせていただきます。

○部会長

　はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。基本はハード面のほうでやることも並行してやっていくということで。

○委員

　それは努力義務ということでよろしいんですよね。

○田中部会長

　そうですね。

○事務局

　実際にですね、トイレまでの動線を前まで狭かったのを広めにとっていただくとか、協議の中で改善していただいた事業者も実際にはありますので。こういった対応の中で1.2メートル取れていなかったところを取っていただいたというところもございますので。必ずしも義務としてしてしまうのではなくて、協議の中で実現していくということを今後もやっていくということでございます。

○部会長

　人的対応については、コンビニだけじゃなくて他の店舗も共通して言えることで、接遇の仕方とか応対のあり方について、研究・検討していって府下色んな所のお店やさんでうまくいくようなことを仕組んでいくようなことも大事かと思いますね。ありがとうございます。よろしいでしょうか。それではまた後で思い出したら質問お願いします。2つめの内容につきまして事務局から説明お願いしたいと思います。2020東京オリンピック・パラリンピックに関する国等の動向把握ということで。

○府より、2020東京オリンピック・パラリンピックに関する国等の動向把握について説明（資料３－１、資料３－２）。

○部会長

　はい、ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明に対して、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

○委員

　事務局に質問なんですが、この連絡会議の中に文化庁というのはお入りになってらっしゃるんでしょうか。この文化財系なものが何か動いているとかご意見があったら。

○事務局

　国土交通分野ということでこの取り組みが行われているということは聞いておるんですが、ここに他の省庁の方が入っておられるかということまでは話しできておりませんので、今委員ご指摘の8ページにちょっとご説明できてなかったんですが、資料3－2の8ページ、点字資料ですと50ページになるんですが、36番として貴重な観光資源である文化財の活用のためのバリアフリー化ということで、こういったところの視点に文化庁さんが入っておられるかということですね。ちょっとご説明させていただいていなかったんですがメンバーまでは確認できておりません。また改めて確認させていただきます。この部会でも我々も寺社仏閣のバリアフリーの検討とか勉強をさせていただいたと思うんですけれども、国の方でも事例を集めるという動きを今年度来年度あたりされるというなってございまして。そういうことですね。観光資源としてのそういう位置づけも国レベルでもされようとしている。こういった動きもやはり見ていきたいという風に思っております。

○委員

　はい。建築士会のほうで府からの関係でヘリテイジマネージャーという研修を行って、文化財等の建築的なサポートをする人材育成をしているんですけれども。私も研修を受けてヘリテイジマネージャーをいただいていますけれども、他府県ともやはり文化庁さんがなんらか一歩踏み出していただかないと、文化財についてはノータッチなのでというお答えですべて終わってしまうと。東京オリンピックのこの2020年を機会になんらか個々にばらばらに文化財自体を壊すような形で、なおかつ使われる方のあまり使い勝手の良くない形の事例がどんどん出てくるんじゃないかということを危惧しておりますので、国と地方とそれから観光系のところと一体となって早急に進めていただきたいなという風に。我々ではどうしようもない領域だなあという話になっております。

○部会長

　バリアフリーしようと思えば必ずそういう話が出てきて、アンタッチャブルなんですけれども。今の検討される場面で文化財に関する担当セクションとのバランスといいますか調和、調整。これもぜひ委員として述べて頂きたいという風に、要望ですね。

○委員

　わたしが聞いておるところでは、本当に最近お役人内部のほうはかなり理解は文化財的なものはできていると。なんか一気に変わってきていると。ただ何といってもやはり学者先生が基本ですから、そこはまだバラバラでこれからみたいですね。そういう程度ぐらいしか聞いておりませんが。それが最大課題であるとバリアフリー担当者は国の方も認識しているということは聞いております。

○部会長

　ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。まあ非常に大きな課題、領域に渡る話だと思いますので、今後も情報とか動きにつきまして、部会でも取り上げていきたいという風に思いますけれども。よろしくお願いします。事務局から何かありますか。

○事務局

はい。ちょっと一応基準の見直し、交通系の基準の見直しとか、建築であれば基準そのものは動かないですが、ガイドラインとして出てくると思いますので、そのアウトプットができてましたら、我々としても適宜把握をしまして、必要なときに皆さんからご意見聞けるような状態にしていきたいなと思っております。まあ交通のほうは、来年度一年かけて、国のほうで検討するという動きがございますので、すぐに我々としてもどうこうというものにはならないかとは思うんですけれども。例えばエレベーターの通路止めの話でありますとか、かごの大きさでありますとか、そういった議論が、我々の中でもあった話が、国のほうでもまさにされているところでございますので、そういった動きは注視していきたいなと思っております。

○部会長

はい、ありがとうございます。ほかにございますかね。次の議題がたぶんまた同じくかぶってくると思いますので、時間の関係もありますので、三点目の議題、大阪府福祉のまちづくり条例における今後の検討項目ということで、事務局からご提示お願いしたいと思います。

○府より、大阪府福祉のまちづくり条例における今後の検討項目について説明（資料４）。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。只今ご説明いただいた内容・項目なんですが、一つはガイドラインにおける検討項目ということで、これまで議論してきたものに加えてさらに進化させるというテーマかと思います。加えて、各委員からのご意見で、検討する必要性を指摘されているものがあります。一番目のガイドラインからの分と各委員からの分合わせてですね、関係するとこ多いと思うんですけれども、今日ご出席の皆さんからできるだけ多くの意見をいただきたいということで、大変恐縮なんですが、ありなしも含めてですね、順次名簿にしたがってご発言いただけないでしょうか。いちいち指名するのもあれなんで。名簿順にずっとマイクを回していただいて、ご発言いただけないでしょうか。

○委員

はい、それでは紙面によりまして。ここに書いてございませんが、いわゆるホーム柵とかそういうところへの進め方というのが、そこもやっぱり必要ではないかなという感じしております。なんか盛んにあちらこちらで、転落事故があるというようなニュースが入っておるので、そこらもやっぱりここの中へ、どっかはめ込むような状況に考えていただきたい、いきたいというふうに思います。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。じゃあ、引き続いて。

○委員

なかなかね、難しい。今もおっしゃってましたけれども、やっぱりここに、国のオリンピック・パラリンピックに関わらず、バリアフリーの見直しとかの中でも、ホームの安全について、バリアフリーということにならないのかなるのか分からないけど。ホームドアとかホーム柵のことについてっていうのは、あんまり書いてない部分があって、そこが気になるのと、それからコンビニがさっきも出てましたけれども、重要な役割を今果たしているんだということは前もおっしゃってて、インターホンが入口についてて、そこへ点字ブロックで誘導しているところもあるみたいなんですけれども、私はそういうところまだ見たことないんで、正直、駐車場があって、そこに点字ブロックがしかれてて、それをたどってお店に入っていくというようなところは、何箇所か知っているんですけれども。歩道上から店舗がずっと並んでいる中に、コンビニがあるやなしやがやっぱりわからないですね。だからこれは、まあユビキタスというのですか、新しい技術とかなんなり、アイフォンとか電話とかそういうものを使えるのかもわかりませんけれども。緊急時に、そういうところが探せるような、何とか方法はないものかというふうに思ったりします。

○部会長

はい、ありがとうございます。サイン、誘導、点字ブロックのみならず、近年開発されている新しい技術に対する検討も必要だということですね。ありがとうございました。

○委員

いつもお世話になっております。私どもはスーパーの集まりでございまして、私たちの入っているスーパーは比較的、衣料品や食料品、住居関連のものを扱っておりますので、店舗の面積が、割りと広いところでございます。その中でもスーパーの中で、何が一番難しいかといいますと、レジでございます。レジっていうのは、昔でしたらお金のやり取りだけでよかったんでございますけれども、そのお金のやり取りもカードであったり、商品券であったり、電子マネーであったり、もう覚える項目がすごくありましてですね、みんな研修で、時には参ってしまってすぐやめてまうというようなことが、本当に多いんです。その中でも、やっぱりじっくり教えていきまして、やっと物になったなと思いまして、そこで売り場に出て行きますと、お客さんから正直に言いまして、人が少ないものですから、ここでも質問が非常にたくさんある。それに参ってしまう。で、探しているような状態が非常にありまして、私たちの業界の中で非常に難しいのは、レジ業務だなと思っております。先ほども言われましたけれども、教育が大切ですよとおっしゃられて、本当に教育には時間をかけております。それとあとは、行政様のいろんな規制とかいうのを網掛けをしていただくと、やっぱり変えなくてはいけないことがどんどん多くなってきて、反対に良くなることもあるんです。いついつまでにこない変えなさいということによって、ものすごく良くなっていきます。ハード面は本当に良くなっていくでしょうけれども、やっぱり人間と人間が物を売り買いしてございますので、教育だけはやっぱり時間をかけて、これからもやっていきます。そういう中で、一歩でも前進するには、ご意見いうのがものすごく大事なんです。こういうことについてこうですよと、ご意見言える場所を各社に設けております。また、お店でしたらサービスコーナーのところにありますので、そこに言って行ってください。それで一つずつ実現していきますので。今後とも、どうぞよろしくお願いします。私のほうからは以上でございます。

○部会長

どうぞ、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○委員

この場所の会議で、お話をしていいのかどうか分からないんですけれども、私としては、今まで一番気になっていたことは、災害に対する内容についてなんです。例えば、コンビニについてなんですけれども、先ほどお話にもありましたけれども、毎年どんどんお店の数が増えていっております。山の奥にもコンビニがあったりして、そのくらいに、数が増えていっております。その中で、危機管理室の方々と関係があるかも知れませんが、障がい者の立場で言いますと、いつどこでいても、何か地震などが起きたときに、一番に身近な情報源としては、やっぱりコンビニであると思います。都会だったら駅でしたり、役所だったりありますけれども、ちょっと田舎の辺りに行きますと、広いところに一つかふたつくらいあって、後は何もない、お店がちょっとあるかなくらい。一番頼れるのは、やはりコンビニになると思うんです。そういう意味で、日常的に障がい者を誘導できるコンビニを目指していただくのは、当然として。災害などのときに、例えば真夜中の2時や1時になって、たまたま外にいたときに何かが起こる、災害が起こったときに情報の把握の方法として、あるいは支援してもらう、助けてもらう、そういう場所として、一番身近に感じられるのが、やはりコンビニであると思うんです。まずは、コンビニに行って支援してもらう、あるいは安心して支援してくれる人を待つ、そういう情報の拠点になるように頼れる場所になる。そういうコンビニになっていただきたいと思います。以上です。

○部会長

どうもありがとうございました。

○委員

二番目の各委員のご意見より検討項目のふたつ目の丸、エスカレーターへの誘導というところでございます。駅舎におけるエスカレーターの使用につきまして、一般の方、健常者の方につきましてもですね、右側通行とか左側通行とかを統一しようということを言われております。また、二人用のところを反対に歩いたり走ったりしないように、二人用はやめようということもあります。また、一人のみの使用をしようというような、いろいろな課題がございまして、この課題については、まだ解消、解決はされていない中で、ここで書かれていますように、引き続き検討が必要ということになっておりまして、この辺も、このように検討していただけたらありがたいなと思っております。

○部会長

はい、どうもありがとうございます。エスカレーターについては、ハード面の話よりも、むしろ使い方とかソフトの話が大きいですね。なんか左側に立つのがマナーか、右側に立つのがマナーかみたいですけれども、基本はそういう問題ではなくて、もっと安全確保のために一般の方が、お互いに安全なマナーを見につけるというようなことも大事ですので、作法としてのバリアフリーもあるんじゃないかなという風にも思いますので。

○委員

私どもは普段、知的障がい、発達障がいの方の支援をしておりまして、今出された中では、やはり災害時の福祉避難所の個別対応の問題が出てくると思うんですけれども。ここでは議論するのは、なかなか難しいかなと思いますね。そういった人たちは、なかなか落ち着けなかったり、奇声を発したりというようなことがあります。そういう方々が、大体日本全国で70万人の方が認定を受けているんですけれども、それはですね、知的障がい、発達障がいの中でも比較的障がいが重い方なんですね。そこが問題ではなくて、認定を受けてなくて、そういう障がいが比較的軽い人、おそらく後100万人ほどいるというふうに推定されます。それに加えてですね、高齢者の中で軽度の認知症の方が、おそらく500万人から700万人、あるいは800万人という推計が出ております。そういう意味で言いますと、この情報提供という面で、そういうニーズが非常に大きいというような感じがします。分かりやすい情報提供が、どういうふうにやっていくかということになってまして、私ども育成会のほうでですね、前にわかりやすいガイドラインというものを提供させていただきまして、今回、そのガイドラインのやさしい日本語版というものを出させていただきたいと思っております。前回の審議会で、非常にポテンシャルのある取り組みだといっていただいて、間違っていないんだなと思いました。あれは、ただ主に印刷媒体のガイドラインなんです。パンフレットとかチラシとか広報誌とか、そういった印刷媒体のガイドラインでありまして、そういったものを、そういう施設とかにおいてもらうことを想定したガイドラインになります。さらに、もうひとつ障がいの重い方にはですね、コミュニケーションボードという取り組みを行っております。本日資料もって来たのは、映像なんです。印刷物ではなくて、映像のほうです。一番大事ですね。映像がたくさん出回るようになりました。映像による説明とか、映像による解説とか、映像による情報提供とか。その映像による情報提供についても、実は今日お持ちした、分かりやすいガイドラインで。一般的にもつけられています、映像に字幕を工夫する、あるいは、音声解説を工夫すると、随分と分かりやすくなるということがあります。いろいろ試作品を作ってお見せすればよかったんですが、今日はちょっと持ってきておりませんので。そういう視点のですね、分かりやすい情報提供というが、検討の機会がありましたら、是非お願いしたいなと思います。

○部会長

ありがとうございました。大変貴重なご意見いただきました。これですね。この資料だそうです。今日は時間の関係もあって、ブレイクダウンした議論もできにくいのですが、今日はテーマとして提案していただきましたので、また議論できればと思います。ありがとうございました。

○委員

失礼します。私は、検討といいますか、進める必要があるなと思うのは、この心のバリアフリーの推進のところでやはり、道に点字のタイルがあったとしても、そこに自転車が置かれているというのは、よく問題になっているんですけれども。いろんなバリアフリーのためにやっている設備とかそういうことが、その意味合いをちゃんと伝えていくということが、このガイドラインのときにも課題になったと思います。そういう意味では、設備がされているところの横に、少し解説が書かれているとか、アナウンスの中でそれが流れているとかですね、そういう整備するときに、解説とか案内をセットにするような、そういう取り組みができないかなと思うんです。社内研修とか、私どもでも職員研修とかいろいろな研修はやるんですけれども、いつもその職員がそこにいるわけでもありませんし、せっかく設備を整備しているのに、その意味を常に啓発していくという仕組みをしていくと、もっと現場でここはこうなっていないとか、ここはこうしなさいとか、そういう意見出されたときに、すべて対応できませんよじゃなくてですね、もっと設備の整備と相成ってそういうような対話ができる、対応ができるんじゃないかなと思ったりしました。バリアフリーの推進といったときに、啓発はどうやっていくんですか、というところがあるんですけれども、啓発の方法はいろんな方法があるんではないかと、いろんなアイデアがあるんではないかということをですね、検討していくと、よりバリアフリーの意味が伝わるのではないかと思います。検討できたらという思いであります。

○部会長

はい、ありがとうございました。啓発という一言で終わるのではなくて、こういうこともあるよ、こういうこともやってたよというようなサンプルとかを示していただくことが、大事かなと思います。また、議論していきたいと思います。ありがとうございました。

○委員

先ほど、３－２の資料の中で7ページにおいてご説明いただきました、検討会を設置、改正内容のバリアフリーについて、2017年3月改正後の設計標準を公表というふうな形になっておるんでございますけれども、近年、大阪府や京都、また東京のほうでもそうなんですが、ホテルの建設ラッシュが非常に続いておるという中で、各都道府県の福祉条例の中で、このバリアフリーが国交省の水準の底上げが、第一的にできているのかどうかというような懸念がされているわけなんですが。各都道府県でも国交省に合わせてやっておられるとは思うんですけれども、バリアフリーにおいても、やはりいろいろな段階の方おられるので、懸念があると思うんです。我々も着工しているところは、もう既に設計が終わっているという状態ですので、そういった動きの内容の見当が非常に大事だと思っております。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。着工して、もうできて終わりではなくて、その途中段階においても、当事者の方が参画して何か検証していくとか、体制作りも大事かと思いますけれどもね。ありがとうございました。

○委員

色々いつも、ご発言させていただいているんですけれども、この機会にこの検討部会、勉強会、審議会におきまして、常々気になっておりますのが、障がいを持たない高齢者の視点が、どうしても抜けてしまうところがありまして。特段障害はないんだけれども、手すりがあると動けるが、手すりがないと動けない方が、やはり日本の高齢化が20何パーセントになっておりまして、障がいのないお年寄りが何パーセントおられるかというと勉強不足なんですが、その方々の、とくに段階世代の方の文化活動、社会活動、非常に日本の国にとって重要な活動をしていただくに当たって、手すりさえあったらというのがあると思われます。もう一つ同じことが、手すりに関して起こっておりまして、福祉のまちづくり条例の集合住宅が50戸から20戸になった件、それから今ですね、1981年前後に建ちましたマンションの大規模修繕、建替えの話が建築士会のほうでも非常に上がってきておりまして、分科会も検討しております。そちらに福まちのこともＰＲして回っているわけなんですけれども、その際に、エントランスに手すりさえあれば、非常に事故なく安心して暮らしていただけるのが、ないからつけましょうと。ちょっと長くなって恐縮ですけれども。それで、公共施設にはついているでしょうといったところ、公共施設で、ついていないところがたくさんあります。それはなぜかというと、公共施設には傾斜路がついてまして、その傾斜路がある場合には、その限りではないという一文において、市役所すら大きな幅の階段に手すりがついていない、図書館にもついていないということがあります。私も不勉強で見にいけてないんですが、図書館なんかでもついてないですよということが起こっております。観光客が多い、それからスポーツ競技場になりましたら、どっと一方方向に出てこられる。それから、手すりがないからスロープに回られましたら、幅もないので、障がい者が使えないことが出てくるんじゃないかと思いまして、検証していかないといけないなと、ちょうどパブコメを見ながら思っていたところでございます。国のほうでも傾斜路がついているからいいということではなく、手すりにつきましても、調査をお願いできたらと思っております。やっぱり公共施設というのが、民間のもののお手本になりますので、その点を特に強化していただきたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

○部会長

はい、ありがとうございました。一番ポピュラーな手すりというのが、昔とあまり変わっていないような考え方とかやり方、これだけでも相当議論しないといけないのに、割りと単純に基準化されて、誤った適用も含めて、いろいろありますよね。また議論させてください。

○委員

ちょっと質問させていただいてもよろしいでしょうか。すみません。ちょっと勉強不足で。つけなくていいというのは、それを階段でやりましょうということで、スロープがあればいらないんですか。

○委員

あの、そういうところもあります。

○委員

そうですか。

○部会長

事務局、何かありますか。

○事務局

すみません。手すりについてなんですけれども、階段の部分については、傾斜路が横にあれば幅の緩和というか、ちょっと狭くてもいいよとなるんですけれども、手すりは必ず設けてくださいとしています。傾斜路につける手すりについては、勾配が12分の1以下であるとか、高さが16センチ以下の緩い勾配であれば手すりはつけなくてもいいという風にはしているので。階段については、必ずつけてくださいという規定にはなっています。以上です。

○部会長

よろしいですか。

○事務局

あくまで現行基準ですので、古い昔の建物からですと、そういった縛り自体もないものもございますので、今の新たな基準ですとそういう整備になっているということでございます。

○委員

ありがとうございます。

○部会長

はい。いずれにしても、基準だから正しいとは限らないと問題発言しましたけれども、それを追及するのが、これからの課題だと思います。

○委員

ちょうど話題になったとこなので。私見ですけど、手すりについては、まだまだワーケリーの体験全部が、高齢社会以前ですわ。そんなもの当たり前のものが、当たり前としてついているだけで。極端に言えば、すべての空間に手すりを、という体感に変えないといけない。私もこんなこと言っている以上、自分の家を見直してみたら、玄関はつけた、トイレはつけた、お風呂はつけた、しかし、見逃しているところがいっぱいあるので、また変えなおしましてね。結構私の家も手すりだらけになる。それくらいのことをしてもいいから、やっぱり建築の基準についてはワングレード上げないといかんね。これだけの高齢社会に対応していかないと。昨日も、ここにも大阪府からもご出席いただいた、富田林市の継続協議会で最大話題は、スーパー。素晴らしいバリアフリーをおやりになっていて、みんなで作り上げて、スーパーさんの対応もめちゃくちゃいいんですよ。ひとつだけ驚いたのは、現地点検に行って、階段に手すりがないんですよ。なぜですかと聞いたら、片側の手すりがあるんですけれども、いわゆる階段用の手すりがあるだけで、二重手すりももちろんないですし、そういうところっていっぱいまだありますね。ぜんぜん高齢社会の対応になってないんですね。委員のご発言に大賛成ですね。国の規定を待つまでもなく、我々大阪府同会でどんどん進めていきましょう。ちょっとあと、項目だけくらいになりますが、さっきからの話では、知的精神発達というのは検討項目には入っていませんが、検討課題としてしっかりとやっていかなきゃいけないですね。今日ご提示いただいてます、このパンフレットなんかでも、我々として前々から分科会作って指で押さえて、それが大阪府の審議会事項として、どういう問題があるのかをしっかりと議論する。勉強会やってもいいくらいだと思いますね。それからもうひとつは、これも最重点課題であって、検討項目に入れるかどうかは難しいところですが、当事者参加。これは条例作ったときに、なかなか義務としてはなじみにくいんで、項目としてははずしてありますが、大いに当事者参加を進めるということできておりますが、その現状評価をしてそれを推進する仕組みというのは検討課題ですね。それからこの面的、一体的なバリアフリー整備の話ですが、これを推進していくにはふたつポイントがあって、一つは仕組みの問題と、もう一つは仕組みではなくて、設計者、あるいは行政者のレベルの問題とかバリアフリーの浸透の問題とか、この二つあると思うんです。それで仕組みについて申しますと、これは問題提起ですが、大変な問題で、全く仕組みがないんですね。面的な仕組み。一つだけ例外がある。これがバリアフリーの基本構想作りですね。基本構想作りは、非常にざっくりとしたものであって、やらなければやらんですむようになってるし、本来ならば、現在の都市計画の制度の都景法の中に、高さ問題っていうのがないんですね。一つだけ例外で、災害でちょっと高さ問題っていう規定があるわけですが。災害というのは、水害等ですね。バリアフリーで高さって言うのはないんですね。だから面的にぜんぜんばらばらになっている。ビルが増えるごとに、食い違っている問題が、全国的に。大阪なんかは特にありますよね。神戸なんかもあります。そういった仕組み問題。何もそんな大きいものを言わなくても、前回ここでご提示させていただいた、乗り換え問題でも、結局みんなしっかりやってる、周辺の店舗もしっかりやっていながら、全体として目の前がいけないということは、誰も本気で捕らえていないんですね。これは結局、乗り換えを真剣に考える人がいないんですね。当事者は考える考えないとかもなく、そういうものが直線に響いてくるわけですが、行政的にそういう仕組みがないということが本当に大きな問題で、何かを考えないといけない。基本構想を継続協議会できちっとやっていれば、大阪市さんもね、南の継続協議会をしっかりやっていれば、そういうことが問題提起できるんですけれども。そんなことでね、仕組みの問題です。

それからもう一つは、行政者、技術者の浸透の問題ですね。これも前ここでご提示させていただいた中津の問題ですが、何であったかは時間ないから説明しませんが。大阪市さんの担当者、大体僕わかってきましたけれども、基準通りきちっと横断歩道も設計しているんです。個々にはきちんとやってる。面的に全くそれが考えられていない。あれは最初の原案はエレベーターもない。あんなものをどうして作ったのか、私はまだ困ったことに浸透していないなと思うわけですね。それが市民への啓発というよりは、事業者、行政、設計者、まあ設計者は、非常に熱心に取り組んでいるので、全体ですね。それを進めたいと思います。それから、災害時ね、これはもう検討項目に挙げていただいて、特に、地下街をはじめとする大都市の大災害の障がい者問題は、実は大都市しか考えるところないんですが、これ確かに、大阪市は今そんな検討委員会、私の耳には入ってません。大阪市は検討していないと思います。いっぺんの地域、都市の防災会議でですね、災害弱者とか何とか出してあるけれど、そこまでであって。で、熊本をはじめとして、いろんな地震で地方部の障がい者については、今田中先生、大阪の委員長としてお願いしております。日本福祉のまちづくり学会でですね、かなり調査、試験も進めてきて、大阪市でどんなことが起こるのか。10メートル20メートルの津波が、大阪湾に入ってくる。梅田への影響を、非常にシビアに予測してみたりですね。まあそこまで行かなくても、もう少し軽度な都心問題については、大変声を上げていただいて、いいことだと思います。もう一つだけ問題提起をさせていただくと、情報提供も市町村、提供していませんね。ほとんど非常に少ない。やっている市町村もありますけれども。私は障がい者の方と一緒にいろんなところを歩いてまして、情報なんですけれども。その情報が、トイレがあるとかないとかこれも大事ですけれども、本当に大事なのは、それが本当に使えるかどうか。いってみたら10時で閉まっていたとか、あるいは実際に使えない設計になっているとか。そういうことからいくと、情報としてやっぱり写真を上げるような、非常に丁寧な情報提供になると、市町村どこもやってないですね。そういう情報というのも、非常に大事だということを申し上げたい。

○部会長

情報については、公共だけじゃなくて民間の人が活動している人がやっている例が多いですね。ＮＰＯの方とかね。

○委員

非常に頭が下がる方がたくさんおられますね。

○部会長

そうですね。当事者の方と一緒になってね、調べたりして。また取り組みを。

○委員

昨年度、途中から参加させていただいて、考えてみれば発言するのは、今が初めてだなという思いがありまして。参加させていただいて２、３回目くらいでしたか、委員の方から、映画館の車椅子の見る位置というのが、ちょっとよくなくて、見にくい、なんとかなりませんかみたいなことを言われたときはドキッとしまして。要するに、俗に言えば映画館であるとか、演劇の劇場、一部が貸しホールなどが関連している、生衛協、生活衛生同業組合というところであります。それで興行会社、いわゆる映画館を運営しているところで、大手ですね。大きな、いわゆるシネコンなるものを運営しているところは、結構ショッピングモールの中に入っていたりとかして、いわゆる動線的には、しっかりしているところがあります。しかし、昭和以来に建った建物で、個人経営のところだといきなり階段昇るとか、下へ降りるとか、エレベーターがないみたいなところも確かにあります。それはそれぞれの経路の中で、いろいろ考えていかないといけないとは思うんですけれども。ただ協会としては、先ほどの話しにもありました接遇に関しましては、協会としましては、私の知っている限りでは、去年一昨年も研修会を開いて、お声がけの位置であるとか、姿勢であるとか、じゃああとどのようにご案内するのかということを、いろいろ講師を招いて実際にやっていたりします。また、やっぱりこれも大手になるんですけど、大手の興行会社だと、興行会社独自で、CS研修の一環として、例を挙げれば車いすの添乗をしたりとか、もっというと救急救命のこともやっていたりとか、それもやっております。あと業界としてバリアフリー条例となりますと、バリアフリー条例というのはやっぱり、階段だとかスロープだとかそんな話になりがちなんですが、映画にしますと、前はプリント、かちゃかちゃかけるテープですね。それが今データになっていて、障がいを持つ方用で、去年の夏くらいから、スマホのアプリを使った音声案内、及び、字幕の試みが始まっております。字幕の場合は、3Dの映画を見ると大きなめがねをかけられると思うんですが、その専用のめがねで見ている人だけに字幕が見えるようになっている。画面は字幕はないんですね。そのような取り組みが去年から始まっているところです。ですので、先ほどからコンビニさんのトイレ、大変だなとちょっと思ってて、じゃあうちの業界どうかなというのがね、実際的にはちょっとあります。ただ、これは言ってはいけないことかも知れませんが、特に個人経営の劇場になると、なかなかお金の問題が出てくるが、それから人との対応にしても、はっきり言うと一人しかいないというようなところもあったりするもんですから、なかなか難しいところがあるなと思ったりもしますけれども、ちゃんと取り組んでいかないといけないなと思っております。

ここでちょっとこの質問をするのはどうかなとは思うんですが、要は今すべてのお客様が、安心、安全、快適に過ごしていただくというようなところだと思うんですけれども、それでスロープのところでいろいろ話がありまして、コンビニで大阪市内だと40%がビルの中にあるということですよね。で、私も2年前までは違う映画会社におりまして、ちょっと苦労したのが、建物自体の耐震だったんですね。それで、耐震工事をしなければいけないところはあるし、規模にもよるんでしょうけれども。じゃあコンビニさんが入っているビル、その動線をちゃんとやりましょう見たいな話ですが、そのビル自体はどうなのっていうのは、これはまた別の話になるんでしょうか。ちょっとその辺が今のお話を聞いていて、そういえばどうかなと思っちゃいまして。一部屋というのはおかしいですけれども、その家格のことはちゃんとやっていますが、ビル全体のことになっちゃうとどうなるんだろうなと。

○部会長

それは今までも議論が出て、テナント部分だけじゃなくて、ビル全体でのバリアフリーの状況もあるよねっていう話で議論しています。

○委員

じゃあ、要するに建物全体で、この建物は大丈夫だという全体で話を進めているということなのでしょうか。すみません。

○事務局

すみません、事務局です。その建物自体の建った年代でありますとか、構造ですとか、その時点の基準にはあっているけれども、いかんせん考慮されていない時代ですという場合であれば、全体を耐震概要に対応する必要があります。ワンフロアのある部分を使うということであれば、私たちも今そういう取り扱いをさせていただいているんですけれども。ちょっとその考え方は、建物全体を工事する必要があるというのが、耐震工事でありまして、どう使いましょうというところを我々で今議論させていただいているところでありますので。一度にできれば、一番いいのかも知れませんけれども。一応考え方は、違う法律と違う基準の対応になっているところでございます。

○部会長

どうも、ありがとうございました。もっとこれからも発言してください。

○委員

飲食店の集まりでございまして、飲食店もバリアフリー、最近のところは大手さんも含めて、バリアフリー化というのをやってきていると思うんですけれども、既存店ですとか、あるいは先ほどの話にありましたように、テナントに入っているところですとかは、なかなか進んでいないところもあるんですけれども。先ほどからも何回も出ていると思うんですけれども、ハード面でカバーできていないところに対して、従業員の方のサービスでカバーしていこうというところなんですけれども。これは、心のバリアフリーのところにもつながっていくのかなと思うんですけれども。いかんせんコンビニさんがどういうことをやっておられるのかは、分かりませんけれども、アルバイトが基本なんですね。まあアルバイトだと1年2年で終わっちゃったりで、なかなか浸透しない研修が。まあ研修を何回も何回もやるということになるんでしょうけど。我々のところでも恥ずかしながら、研修というのをセミナーみたいな形でやっておりまして、障がい者、高齢者の方に考慮していただいて、こういう接遇していただいたらいいですよみたいな事を、やったりしたことあるんですけれども。なかなか個人のお店で、そういう研修やろうと思っても大変なんですよね。そういったところを、我々の協会もそういうことしないといけないんですが。福祉のまちづくりということになるんであれば、そういったところのハード面で追いつかないところのソフト面の対応というのは、こんな形がいいですよとか、こういう研修がありますよとか。あるいは、ここに職員研修等の実施と書いてありますが、どんなことをやったらいいのかとか、そういったものまで深く掘り下げていっていただいたほうが。あるいは紹介ですね。こういうところがありますよとか、事例とか。そういったところが出てくれば、ハード面で追いつかないところを、ソフト面でカバーしていくという風な形ができるのではないかなと。先立つ要員不足といいますか、人手不足というのがちょっと避けれないところではあるんですけれども。それをこっちにおいても、そういう研修でカバーできる、ソフトでカバーできる部分もあるのではないかなと思いますので、そのあたりも充実化できればいいのではないかなと思いました。以上です。

○部会長

どうも、ありがとうございました。具体的にどうやったらいいのかいうあたりですね、掘り下げた検討をする課題じゃないかと思います。ありがとうございます。最初申し上げた時間過ぎてるんですけれども、何かありますか。

○事務局

あの、今日ご欠席の委員にもちょっと事前にお話をお聞きしておりまして。先ほどもちょっとお話ありましたけれども。ガイドラインの今後更なる取り組みが求められる検討分野ということで、余暇や観光。後これに具体的なものをどう検討をするのかというところで、ご意見いただいております。具体的には映画館や劇場などで、エレベーターの座席数やかごのサイズが最低基準しか設けられておらず、必要十分になってないものもありますけれども、そういった部分を、日常的なものも含めてですね、日常的な課題を委員間で意見交換するような時間もあればということでおっしゃっておられましたので、一点ご報告をさせていただきます。もう一点、緊急時、災害時の備えに関するバリアフリー、こういった問題についてもですね、仮設住宅の問題とか、一定のどのような対応ができるのかということも考えていきたいと二点おっしゃられておりましたので、ご報告させていただきます。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。限られた時間の中でご意見いただきましたので、まだお話足りない方もいらっしゃるかと思いますが、もしありましたら、また事務局のほうにお届けいただきたい、教えていただきたいと思います。それから、私の感じとしましては、今の提案ですね、非常に盛りだくさんで多岐に渡りますけれども、それをごちゃ混ぜにして、限られた時間でやるのはちょっと難しいかなと思いますので、次年度検討する際には、もうちょっと分類してですね、ブレイクダウンしたような形で情報を整理するとか、資料を用意するとか、進め方についてもまた、事務局のほうでいろいろと整理していただきたいなと思います。はい。じゃあ、その他という項目等ありますが、あと残ったところ、ちょっと説明まとめてしていただけますか。

○府より、福祉のまちづくり条例ガイドライン参考資料への追加（資料５－１、５－２）及び国土交通省バリアフリー推進功労者表彰について説明。

○部会長

はい、どうもありがとうございます。あと、みなさんのほうから何かございますでしょうか。ご質問等。よろしいでしょうか。今日は非常に盛りだくさんな議論、ご意見いただきましてありがとうございました。